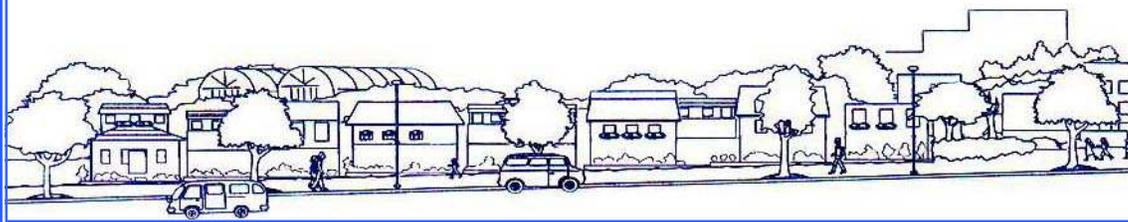


北小岩一丁目東部地区

156

2016/6/3
江戸川区土木部
区画整理課

第28回まちづくり懇談会を開催します ～地区隣接の緑地等整備方針、区有地売却について～

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

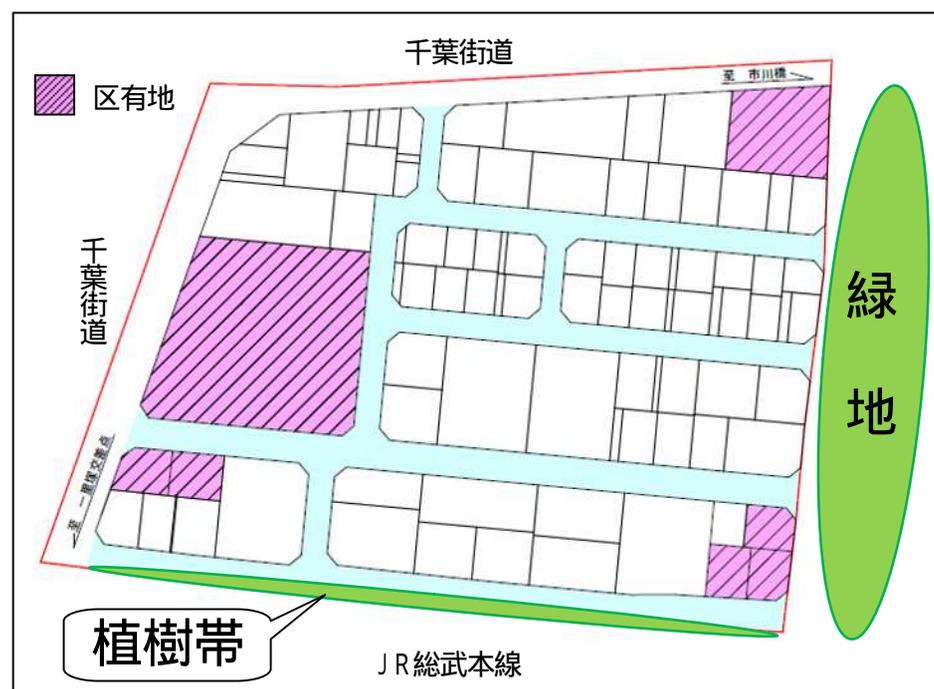
平成28年4月から江戸川区による上面整備工事が始まりました。今後、JR側に植樹帯、江戸川側に緑地を整備する予定となっています。つきましては、植樹帯および緑地の整備計画案の説明を行うため、以下の日程で第28回まちづくり懇談会を開催します。また当日は、区有地売却に向けた進捗状況も報告します。

皆さまお誘い合わせの上、お越しいただきますようお願い申し上げます。

懇談会の開催概要

日時	平成28年6月12日(日) <u>午前 10時から</u>
会場	小岩アーバンプラザ集会室(2階)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の植樹帯および隣接する緑地について ・区有地売却について ・質疑応答等

懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。



前回の懇談会でいただいた質問を紹介します

平成28年3月18日(金) 20日(日)に開催した第27回まちづくり懇談会でいただいた主な質問を紹介します。

Q1 どうして完成時期が遅れるのでしょうか。

A1 (区) 地盤が緩んでいたり地中に何かあって杭が入らないといったことにならないよう、今しっかり施工しておくことで皆さまの土地を完全な状態でお引き渡ししたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

Q2 造成される土地は盛土することにより元の地盤から上がるため、以前よりも杭を長く打たないといけないと思いますが、長くした分は追加で補償されるのでしょうか。

A2 (区) これまで支持層まで杭を打っていた方が、地盤が上がったためにこれまで以上の長さで杭を打たなければならないという「支持杭」の場合には補償の対象となります。しかしながら、本地区内で杭を打たれている方は皆さま支持層まで到達させない「摩擦杭」でした。「支持杭」とは違いこれまで以上の長さで杭を打つ必要はありませんので、追加で補償することはありません。

Q3 立ち退いた際の消費税率は5%でしたが、仮に来年の4月に10%に上がった場合、どのように補償されるのでしょうか。

A3 (区) 初年度契約の際に長期中断に関する覚書を結んでおりますので、差額分を補償させていただくこととなります。なお、その際は施工会社との契約書等で税率を確認させていただく予定です。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

篠崎地区まちづくり事務所

仮換地指定・換地処分に関すること 計画換地係 5664-2619

移転・造成工事に関すること 移転造成係 5664-2616

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

